がんと就労（厚生労働省 がん対策推進総合研究事業）のページ<http://www.cancer-work.jp>に掲載されている
「企業のための＜がん就労者＞支援マニュアル」と「嘱託産業医向けガイドブック」より必要事項を抜粋。

**「企業のための＜がん就労者＞支援マニュアル」より必要事項を抜粋**

|  | **必要な対策（マニュアルより）** | **社内の取り組み状況** | **課題** |
| --- | --- | --- | --- |
| **相談窓口の設置と情報提供** | がん就労者から相談を受ける窓口を設置する。利用できる相談窓口が一覧となった文書を作成し、従業員に周知する。 |  |  |
| **休業時の情報提供** | 休職から復職までに必要となる情報を、パンフレットなどを用いて、適切なタイミングで情報提供する。 |  |  |
| **休業中の相談窓口の周知** | 給与や保険、業務、復職、病気、その他、心配なことに対する担当者の連絡先を一覧にして周知・案内し、休業中の社員が相談できるようにする。 |  |  |
| **休業中～復職後のサポート** | がんの治療は長期に渡るため、治療開始時、休業中、復職後など、必要に応じて相談やサポートを受けられる体制を構築する。 |  |  |
| **金銭的な不安への対処** | 金銭的な負担に対する不安があるため、以下のような制度について情報提供を行い、必要に応じて手続きを支援する。* 休業中の賃金や賞与
* 健康保険組合の傷病手当金
* 互助会からの見舞金など
* 労働組合からの共済金など
* 健康保険組合の高額医療費制度
 |  |  |
| **職場の環境整備** | 治療状況、がんの部位、体力などに応じて仕事ができる環境を整備する。 |  |  |
| **通院のための休暇** | 復職後も、抗がん剤治療や放射線治療などを通院で実施することがある。こうした治療のために休暇制度が利用できるとよい（例：今後6ヶ月間、3週間おきに1日通院治療を行い、副作用のため1回に計2～3日休む、など）。 |  |  |
| **短時間勤務** | 体力の低下や副作用などで、一定期間、フルタイムの労働が困難な場合がある。また、一定期間、放射線治療などで毎日通院しなければいけないことがある。このような場合に短時間勤務制度などが利用できるとよい（例：2ヶ月間、毎日17時から病院で放射線治療を継続）。 |  |  |
| **時差出勤** | 通勤ラッシュによる体力の消耗をさけるため、時差出勤を可能とする制度があるとよい。 |  |  |
| **フレックス勤務** | 通勤ラッシュによる体力の消耗をさけるため、フレックス勤務が適している場合がある。また、定期的な通院のため、フレックス勤務が適していることがある。 |  |  |
| **在宅勤務** | 通勤ラッシュによる体力の消耗を避けるため、在宅勤務制度が使えるとよい。週1～2日などの限定的な利用あっても、治療後の体力が低下した時期や、副作用が強い時期などには効果的である。 |  |  |
| **通勤上の配慮** | 通勤ラッシュによる体力の低下や、副作用（手足のしびれ、歩行困難）への配慮として、自動車通勤を認めるなど、通勤上の配慮があるとよい。 |  |  |
| **休憩** | 体力の低下や副作用（胃切後のダンピング症候群など）などにより、所定の休憩時間以外にも、作業中の流動的な休憩が必要となることがある。場所の確保も必要。 |  |  |
| **柔軟な雇用制度** | 治療と就労が両立できるよう、勤務時間や勤務日数を短縮する目的で、希望により契約社員とし、その後、正社員に復帰するなどの制度が利用できるとよい。 |  |  |
| **休養スペースの確保** | 調子が悪い時に休める部屋や場所を確保する。 |  |  |
| **プライバシー保護** | 診断名やがんの進行度などの健康情報を、上司・同僚など、どこまでに伝えるか、本人の意思を尊重する必要がある。健康情報は産業医など産業保健スタッフのみが取り扱い、就業管理や社内で必要な情報のみ、職場や人事担当者などに伝えるような仕組みを設け、プライバシーに配慮する。 |  |  |

**「嘱託産業医向けガイドブック」より必要事項を抜粋**

|  | **必要な対策（ガイドブックより）** | **社内の取り組み状況** | **課題** |
| --- | --- | --- | --- |
| **休業開始****～休業中** | 休職前・休職中に、産業医などに相談できる体制を整える。 |  |  |
| 産業医などに「休職した」という情報が入ってくる仕組みを整える。 |  |  |
| **復職前** | 主治医から復職に関する情報（就業の可否、注意点、今後の治療スケジュールなど）を文書で入手する。 |  |  |
| 復職に当たって、産業医などが本人と面談を行い、復職の調整を行うだけでなく、気持ちやメンタル面にも配慮を行う。 |  |  |
| 産業医などが、職場の上司などに情報提供などを行う。 |  |  |
| 主治医と産業医の意見を参考に、作業中の病状の悪化や、災害や事故の発生の有無を考慮し、安全に勤務できるような業務調整を行う。 |  |  |
| **復職後** | がん患者が定期検査や抗がん剤治療などで受診できる環境を整える。 |  |  |
| がん患者の治療状況・受診状況・健康状況などを産業医などが確認する。 |  |  |
| **連携** | 産業医などと人事労務担当者が休職・復職などで連携する。 |  |  |